

## 豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業実施要綱

令和元年7月5日付け元農畜機第2286号

令和元年7月29日付け元農畜機第2769号

令和元年7月30日付け元農畜機第2838号

令和元年9月24日付け元農畜機第3807号

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、野生イノシシの豚コレラ感染地域が拡大しており、岐阜県及び愛知県の隣接県の県境にまで至りつつあること、三重県において感染野生イノシシが確認されたことを踏まえ、野生イノシシを介した豚コレラウイルスの拡散を防止するための経口ワクチン散布を緊急的に支援する取組に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって我が国の養豚生産振興に資するものとする。

この補助事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号一1）及び「畜産産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、公益社団法人中央畜産会とする。

### 第2 事業の内容

事業実施主体は、1から3までの事業を自ら実施するとともに、第3の3の（1）に規定する地域対策協議会が4の事業を実施する場合には、その実施に要する経費を補助するものとする。

#### 1 豚コレラウイルス拡散防止中央推進委員会開催事業

学識経験者からなる野生イノシシによる豚コレラウイルス拡散防止中央推進委員会を開催し、効率的かつ円滑な事業の推進を検討

#### 2 経口ワクチン輸送事業

豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン導入緊急支援事業により導入した経口ワクチンについて、保管倉庫から各県地域対策協議会が指定する場所までの

輸送を実施

3 野生イノシシの抗体検査事業

野生イノシシの免疫付与状況の推移を把握するため、野生イノシシの抗体検査や遺伝子検査等を実施

4 第3の2に規定する県の区域を範囲とする地域対策協議会が行う、以下の取組に対する支援

(1) 地域対策協議会開催事業

地域対策協議会を開催し、豚コレラウイルス拡散防止のための具体的な検討等を実施

(2) 野生イノシシに対する経口ワクチン散布・回収事業

県が策定する経口ワクチン野外散布に係る県計画に基づき、山塊において野生イノシシに対し経口ワクチンの散布及び回収を実施

(3) 野生イノシシの抗体検査事業

野生イノシシの免疫付与状況の推移を把握するため、野生イノシシの抗体検査や遺伝子検査等を実施

第3 事業の実施

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第2の4の事業を実施するに当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の対象となる県

第2の4の事業を実施する県は、別表1に定めるとおりとする。

3 事業の実施要件等

(1) 地域対策協議会

地域対策協議会は、地域のバイオセキュリティ向上を促進するため、県、市町村、猟友会及び畜産関係団体等から構成される協議会であって、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

ア 地域対策協議会の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する全ての事項

イ 地域対策協議会の事業及び運営に関する事項

ウ 畜産振興に関する事項

エ 財務及び会計に関する事項

オ その他協議会の目的達成に必要な事項

(2) 事業の対象となる経口ワクチン

第2の4の(2)の事業の対象となる経口ワクチンは、国が選定する(欧州で実際に使用され、野生イノシシにおいて清浄化が達成されている)製品とする。

(3) 事業に必要な資材等

第2の4の(2)及び(3)の事業の実施に必要な資材等は、別表2に掲げるとおりとする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

第4 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、地域対策協議会に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 地域対策協議会は、事業実施主体の指導の下、県及び関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表3に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

- 1 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。
- 2 事業の変更承認申請  
事業実施主体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。
  - (1) 事業の中止又は廃止
  - (2) 事業費の30%を超える増減
  - (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合には、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

### 4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

## 第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。
- 2 事業実施主体は、1のただし書きにより申請をした場合において、第6の4に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書きにより申請をした場合において、第6の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの地域対策協議会の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第8 帳簿等の保管

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

## 第9 調査及び報告

- 1 機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、地域対策協議会、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。
- 2 事業実施主体は、地域対策協議会に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

## 第10 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

附 則（令和元年7月5日付け元農畜機第2286号）  
この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附 則（令和元年7月29日付け元農畜機第2769号）  
この要綱の改正は、令和元年7月29日から施行する。

附 則（令和元年7月31日付け元農畜機第2838号）  
この要綱の改正は、令和元年7月31日から施行する。

附 則（令和元年9月24日付け元農畜機第3807号）  
この要綱の改正は、令和元年9月24日から施行する。

別表1 本事業の対象となる県

長野県
静岡県
石川県
富山県
福井県
岐阜県
愛知県
三重県
滋賀県

別表2 第2の4の(2)及び(3)の事業の対象となる資材等

区分	資材等
1 第2の4の(2)の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫資材(防護服、ブーツ、手袋、消毒薬、消石灰)</li> <li>・備品、消耗品</li> <li>・保管庫</li> <li>・その他事業を実施するために必要な資材</li> </ul>
2 第2の4の(3)の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫資材(防護服、ブーツ、手袋、消毒薬、消石灰)</li> <li>・備品、消耗品</li> <li>・採材・輸送用資材</li> <li>・抗体検査等資材</li> <li>・その他事業を実施するために必要な資材</li> </ul>

別表 3

事業名	補助対象経費	補助率
1 豚コレラ拡散防止中央推進委員会開催事業	野生イノシシによる豚コレラウイルス拡散防止中央推進委員会の開催に要する経費	定額
2 経口ワクチン輸送事業	経口ワクチンを保管倉庫から地域対策協議会が指定する場所までの輸送に要する経費	定額
3 野生イノシシの抗体検査事業	野生イノシシの豚コレラウイルス抗体検査や遺伝子検査等に要する経費	定額
4 地域対策協議会が行う取組に対する支援		
(1) 地域対策協議会開催事業	地域対策協議会の開催に要する経費	定額
(2) 野生イノシシに対する経口ワクチン散布・回収事業	山塊における経口ワクチンの散布及び回収に要する経費	定額
(3) 野生イノシシの抗体検査事業	野生イノシシの豚コレラウイルス抗体検査や遺伝子検査等に要する経費	定額
5 事業の推進指導		
(1) 事業実施主体分	事業を円滑に推進するために必要な経費	定額
(2) 地域対策協議会分	4の事業を円滑に推進するために必要な経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業  
補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業実施要綱第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記



1 事業の目的

2 事業の

別紙「令和 年度豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負 担 区 分		備考
		機構補助金	その他	
1 豚コレラ拡散防止中央推進委員会開催事業				
2 経口ワクチン輸送事業				
3 野生イノシシの抗体検査事業				
4 地域対策協議会が行う取組に対する支援 (1) 地域対策協議会開催事業 (2) 野生イノシシに対する経口ワクチン散布・回収事業 (3) 野生イノシシの抗体検査事業				
5 事業の推進指導 (1) 事業実施主体分 (2) 地域対策協議会分				
計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を( )書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

#### 4 事業実施期間

(1) 事業着手予定年月日      令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日      令和 年 月 日

#### 5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式

令和 年度豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業実施計画

1 豚コレラ拡散防止中央推進委員会開催事業

実施時期	場所	出席者 (構成員)	内容	事業費 (円)	算出根拠
合 計					

2 経口ワクチン輸送事業

協議会名	実施時期	保管倉庫	輸送場所	事業費 (円)	算出根拠
合 計					

3 野生イノシシの抗体検査事業

協議会名	実施時期	検査機関名	事業費 (円)	算出根拠
合 計				

4 地域対策協議会が行う取組に対する支援

(1) 地域対策協議会開催事業

協議会名	実施時期	場所	出席者 (構成員)	内容	事業費 (円)	算出根拠
合 計						

(2) 野生イノシシに対する経口ワクチン散布・回収事業

協議会名	実施時期	場所	内容	事業費 (円)	算出根拠
合 計					

(3) 野生イノシシの抗体検査事業

協議会名	実施時期	場所	内容	事業費 (円)	算出根拠
合 計					

5 事業の推進指導

(1) 事業実施主体分

区分	内容	事業費 (円)	算出根拠
合 計			

(2) 地域対策協議会分

協議会名	区分	内容	事業費 (円)	算出根拠
合 計				

【添付資料】経口ワクチン野外散布に係る県計画の写し

別紙様式第2号

令和 年度豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業  
補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業実施要綱第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別紙「令和 年度豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：別紙様式第1号の記に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書きし、上段に変更前を（ ）書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業  
補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業実施要綱第6の3の(2)の規定に基づき申請します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日 迄予定出 来高 (④+⑤) /②	残高 ② -④-⑤
	事業 費 ①	機構 補助金 ②	事業 費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第4号

令和 年度豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業  
実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業について、下記のとおり実施したので、豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業実施要綱第6の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙「令和 年度豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業実績書」のとおり
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1：1から3までは別紙様式第1号に準じて作成すること

注2：3は、計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付決定額を（ ）書きし、下段に実績を記入すること。



4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日      令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日      令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第5号

令和 年度豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業  
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定のあった豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業について、豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業実施要綱第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。(返還がある場合は、記載すること。))

記

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>(令和 年 月 日 農畜機第 号による補助金額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                             | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                       | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2)   | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

( )

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

( )

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料